

第四三回

参第二三号

中小企業者に対する資金の確保等に関する特別措置法（案）

（目的）

第一条 この法律は、中小企業基本法（昭和三十八年法律第 号）の定めるところにより、中小企業者の事業に必要な資金の確保及び中小企業金融の円滑化を図るため、国及び地方公共団体の講ずべき措置を定め並びに金融機関の業務に関し必要な基準を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 銀行 銀行法（昭和二年法律第二十一号）第二条の規定による免許を受けた銀行をいう。
- 二 長期信用銀行 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）に規定する長期信用銀行をいう。
- 三 中小企業者 中小企業基本法第三条第一項に規定する中小企業者をいう。
- 四 小規模事業者 中小企業基本法第三条第二項に規定する小規模事業者をいう。

（国の出資等）

第三条 国は、産業の振興を図るため出資を行なう場合においては、その一会計年度における出資の総額のうち少なくともその百分の三十に相当する金額を、中小企業者の事業の振興を目的とする金融機関等に対する出資に充てなければならない。

第四条 国は、資金運用部資金又は簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に当たつては、毎年度において運用するこれらの資金及び積立金の合計額のうち少なくともその百分の三十に相当する金額を、中小企業者の事業の振興を目的とする金融機関等のために運用しなければならない。

（金融機関の貸付額の基準）

第五条 次の各号に掲げる金融機関は、その一営業年度における中小企業者に対する貸付額がその営業年度における貸付総額に対しそれぞれ当該各号に掲げる割合を下らないように努めなければならない。

- 一 全国的規模で業務を営んでいる銀行で政令で指定するもの 百分の五十
- 二 信託業法（大正十一年法律第六十五号）により信託会社の営む業務を営んでいる銀行（前号に掲げる銀行を除く。）で政令で指定するもの 百分の三十
- 三 前二号に掲げる銀行以外の銀行 百分の七十
- 四 次項第一号に掲げる長期信用銀行以外の長期信用銀行 百分の二十

2 次の各号に掲げる金融機関は、金銭の貸付けを行なうに当たつては、主として中小企業者に対してこれを行ない、かつ、その貸し付けることのできる金銭の額の大部分に相

当する額の金銭を中小企業者に対する貸付けに充てるように努めなければならない。

- 一 政令で指定する長期信用銀行
- 二 相互銀行
- 三 信用金庫
- 四 信用協同組合

第六条 次の各号に掲げる金融機関は、その一事業年度における小規模事業者に対する貸付額がその事業年度における貸付総額に対しそれぞれ当該各号に掲げる割合を下らないようにその業務を行なわなければならない。

- | | |
|------------|--------|
| 一 商工組合中央金庫 | 百分の二十五 |
| 二 中小企業金融公庫 | 百分の二十五 |
| 三 国民金融公庫 | 百分の七十 |
- (集中融資の排除)

第七条 銀行又は長期信用銀行は、同一人に対し、その資本及び準備金(利益準備金、資本準備金その他株主勘定に属する準備金をいう。)の合計額の百分の十をこえて金銭の貸付けをしてはならない。

- 2 相互銀行、信用金庫、信用協同組合、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫又は国民金融公庫は、同一人に対し、二千万円をこえて金銭の貸付けをしてはならない。
- 3 前項の規定は、相互銀行については、相互銀行法(昭和二十六年法律第百九十九号)第十条の規定の適用を排除するものではない。
- 4 第一項及び第二項の規定は、中小企業者の事業に必要な資金の確保及び中小企業金融の円滑化を阻害しないものとして政令で定める場合において、主務大臣の許可を受けたときは、適用しない。

(都道府県の貸付額の基準)

第八条 都道府県は、中小企業近代化資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条の二第一項に規定する資金の貸付けの事業を行なう場合においては、その一会計年度における小規模事業者に対する貸付額がその会計年度における貸付総額に対し百分の二十五を下らないようにその事業を行なわなければならない。

(不公正な貸付方法の禁止)

第九条 業として預金の受入れ又は金銭の貸付け(手形の割引を含む。以下この条において同じ。)を行なう者は、中小企業者に対し金銭の貸付けを行なう場合においては、自己の取引上の地位を不当に利用して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 自己に定期性預金(払いもどしについて期限の定めがある預金又はこれに準ずるもので主務大臣の指定するものをいう。)をすることを条件とすること。
- 二 当該貸付けに係る債権の担保として正常な商慣習に照らして著しく過大な価値のあるものを提供させること。

(監督)

第十条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第五条に規定する金融機関に対しその業務に関し必要な報告をさせることができる。

2 主務大臣は、第五条に規定する金融機関の中小企業者に対する貸付額が同条に規定する貸付額の基準を著しく下回っていると認めるときは、当該金融機関に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(主務大臣)

第十一条 この法律における主務大臣は、商工組合中央金庫及び中小企業金融公庫に係るものにあつては通商産業大臣及び大蔵大臣とし、その他の金融機関に係るものにあつては大蔵大臣とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第四条、第六条及び第八条の規定は昭和三十八年四月一日から、第五条第一項の規定は政令で定める日から施行する。

2 第七条の規定は、この法律の施行(前項本文の施行をいう。)前に銀行、長期信用銀行、相互銀行、信用金庫、信用協同組合、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫又は国民金融公庫のした金銭の貸付けで同条第一項又は第二項に規定する貸付けの限度をこえているものを違法とする趣旨ではない。

理 由

中小企業者の資金の確保及び中小企業金融の円滑化を図るため、国及び地方公共団体の講ずべき措置並びに金融機関の業務に関し必要な基準を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。